

第7回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会 資料

[目次]

・伊勢市バリアフリーマスターplan（案）
パブリックコメント結果概要について ··· P1~4

・今年度および策定後のスケジュール ··· P5

・伊勢市交通バリアフリー基本構想 特定事業について ··· P6~8

基本構想に定める短期事業が令和2年度末までとなっていることから、
事業の実施状況をご報告いたします。

・国補助金に係る事業評価について ··· P9

昨年度も文書にてご意見を伺いました、国補助金の事業評価のための
資料について、内容のご確認をお願いいたします。

伊勢市バリアフリーマスターplan（案）パブリックコメント結果概要について

1. 実施の概要

（1）意見募集方法

- ・ 公告
- ・ 広報いせ 12月1日号掲載
- ・ 伊勢市ホームページおよびケーブルテレビ文字放送への掲載
- ・ 関係者団体への周知文送付
- ・ （障がい者団体、タクシー協会、旅館・民宿組合）
- ・ 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター様におけるポスター掲示

（2）案の閲覧場所（22箇所）

- ・ 伊勢市役所（本館1階市民ホール、総務部総務課、健康福祉部障がい福祉課、都市整備部都市計画課）
- ・ 二見・小俣・御園の各総合支所生活福祉課
- ・ 神社・大湊・宮本・浜郷・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木の各支所
- ・ 伊勢図書館、小俣図書館
- ・ 福祉健康センター
- ・ 生涯学習センターいせトピア、二見生涯学習センター
- ・ いせ市民活動センター

※期間中、伊勢市ホームページにも掲載。

（3）意見提出の対象者

伊勢市内に在住、通勤又は通学している人など

（4）閲覧期間

令和2年11月27日（金）～12月28日（月）

2・意見募集の結果

意見者数2名（提出方法：メール 1名、持参 1名）

5. 意見概要及び市の考え方（案）

（1）計画全体について

	寄せられた意見の概要	市の考え方
1	計画が、市外からの観光客等に対する施設や利便性の行政サービスの向上をメインとする設備計画となっている（多額の費用が必要である）。	本マスタープランは、高齢者・障がい者等の移動や施設の利用上の利便性および安全性向上の促進を図ることを目的として、市内のバリアフリー化の方針を示すものです。 基本理念として「市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり」を掲げています。
2	市内在住者の日々の生活や活動状況に対する利便性向上のためのバリアフリー化という視点がより大事と思われるが、その点が従来から希薄と感じる。	本マスタープランの策定においては、当事者となる方々の意見を反映すべく、市民アンケートや高齢者・障がい者団体に対するヒアリングを実施しました。また、バリアフリーマスタープラン策定協議会によるまち歩き現地確認を実施し、実際にまちを移動する際に支障となる箇所を確認しました。これらを通じて高齢者・障がい者等の方々が市内で日常生活を送る上で課題を抽出し、バリアフリー化の方針に反映しています。
3	本来、伊勢市に住む人々誰もが安全安心に生活できることが一義的なバリアフリーの目的と考えるが、市内在住者に対する対応が冷たいと感じることが多々ある。	高齢者・障がい者等の日常生活や社会参加について、市民一人一人が関心を持ち、理解を深め、自然に支えあう「心のバリアフリー」が必要であり、本マスタープランにおいてもその重要性や促進のための取り組みについて示しています。これらの取り組みを通じて、誰もが安心して生活できる共生のまちを目指します。

(2)「1. 伊勢市バリアフリーマスターplan策定にあたって」について

	寄せられた意見の概要	市の考え方
4	平成30年11月に改正バリアフリー法が施行された。その概要を明記すべき。	バリアフリー法は、本マスターplan策定の根拠法であり、内容を説明する上で必要な法文は抜粋して記載していますので、法全体の概要につきましては記載しないこととします。
5	マスターplan策定のメリットについて明記すれば分かりやすいと思う。届出制度やバリアフリーマップ作成など、表にすれば分かりやすい。	メリットについては、本マスターplan中ではなく、策定後に内容をホームページに掲載する際の説明文等に記載します。
6	関連する法律の成立・改正等の状況の明記が必要だと思う。 「交通政策基本法」の成立（平成25年11月）、「障害者基本法」の改正（平成23年3月）、「障害者差別解消法」の成立（平成25年6月）など障がい者等を取り巻く法的環境が整いつつある。「障害者権利条約」を平成26年1月に批准し、平成26年2月から効力が発生している。計画策定の背景に入れてはどうか。	根拠法であるバリアフリー法の制定と改正につきましては、本マスターplanの1ページの文章中に要点のみ記載していますが、関連する法律につきましては省略します。
7	バリアフリーマスターplan策定協議会における検討として、バリアフリー化の方針などの意見をいただき、マスターplanに反映したことや、パブリックコメントを実施し、意見を頂いたこと等の記載が必要だと思う。	策定協議会やパブリックコメントについては、本マスターplan中ではなく、策定後に内容をホームページに掲載する際の説明文等に記載します。
8	持続可能な開発目標（SDGs）が定めるゴールの達成に貢献することを目指すことを、マスターplan策定に入れてはどうか。	持続可能な開発目標（SDGs）は政策的な目標であり、本マスターplan策定の背景となるものであることから省略します。
9	人口や高齢化の推移、障がい者人口など、伊勢市の概況を明記すべきである。	市の概況については、資料編にまとめました。

(3)「3. 基本的な方針」について

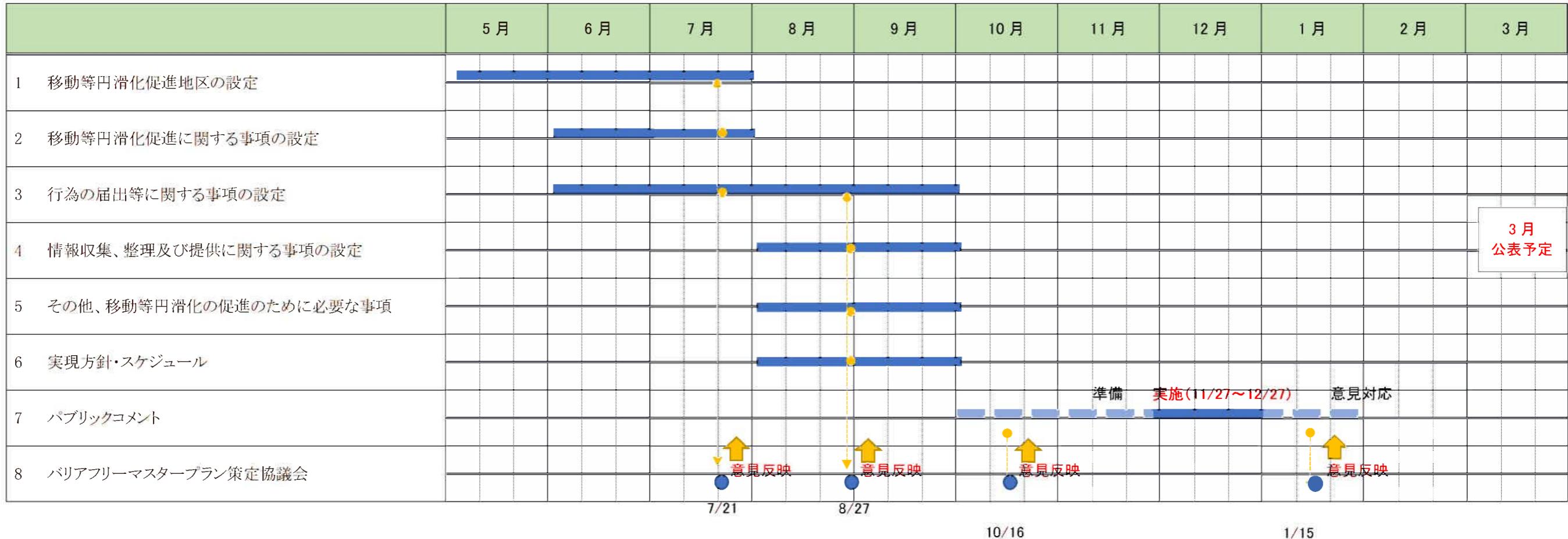
	寄せられた意見の概要	市の考え方
10	市民アンケート、関係団体ヒアリング、まち歩き（現地確認）について、具体的な内容の記載が必要だと思う。	アンケート結果等については、資料編にまとめました。
11	基本理念と基本方針について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢、障がいやけがの有無、性別等に関わらず、だれもが社会参加が出来る安全で快適なまちづくりについて、基本方針に入るべきである。	<p>バリアフリーは、高齢者・障がい者等が日常生活、社会生活を送る上での障壁を取り除くという考え方とされ、一方のユニバーサルデザインは、施設や製品を誰にとっても利用しやすくデザインする考え方とされています。本マスタープランは、バリアフリー法に基づき、高齢者・障がい者等の特に移動に関する部分に対して、バリアフリー化の方針を示すものです。</p> <p>本マスタープランの基本方針は「誰もが快適に移動するため」「市民と来訪者が安心・快適にすごせるまちづくり」としており、市として進めるべき施策の方向性を示しています。</p>
12	「三重県おもいやり駐車場利用証制度」について、概要等（図を入れたもの）を記載してはどうか。	本マスタープランは、市が関係する事業・取り組みを中心にまとめており、県の取り組みについては記載しないこととします。

(4) その他

	寄せられた意見	市の考え方
13	<p>資料編が必要だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 策定協議会の設置要綱 ② 策定経過 ③ 策定協議会委員名簿 ④ 用語集 ⑤ 介助方法を理解すること（図を入れたもの） <p>車いす使用者への案内 目の不自由な人への案内 耳の不自由な人への案内 等</p>	<p>左記の①～③については、資料編としてまとめました。</p> <p>④については、ご意見のとおり資料編に追加します。</p> <p>⑤については、「心のバリアフリー」を具体的に推進する際に必要である知識であると考えられるため、具体的な事業を進める中で周知を図るものとし、本マスタープランには、記載しないこととします。</p>

今年度および策定後のスケジュールについて

今回の協議会では、「伊勢市バリアフリーマスターplan(案)」について、パブリックコメント実施期間中に提出された意見と、それに対する市の考え方を報告した。また、案において意見を受けて修正した箇所を含む計画全体について最終協議を行い、「伊勢市バリアフリーマスターplan」の案を確定した。
今後は市で策定手続きを進め、令和3年3月に策定公告を行う予定である。



第4回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和2年7月21日(火)午後1時30分~)

- ・移動等円滑化促進地区の設定
- ・移動等円滑化促進に関する事項
- ・行為の届出等に関する事項のたたき台

第6回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和2年10月16日(金)午後1時30分~)

- ・伊勢市バリアフリーマスターplan(案)のまとめ
- ・パブリックコメント実施事前説明
- ・今後のスケジュール

第5回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和2年8月27日(木)午後1時30分~)

- ・移動等円滑化促進地区に関する事項
- ・行為の届出等に関する事項
- ・情報の収集、整理及び提供に関する事項
- ・関係者の理解の増進及び実施に関する協力の確保に関する事項
- ・その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進
- ・移動等円滑化促進方針の評価に関する事項
- ・スケジュール

第7回 伊勢市バリアフリーマスターplan策定協議会

(令和3年1月15日(金)午後1時30分~)

- ・パブリックコメント結果の報告、案の確定
- ・バリアフリー基本構想 進捗状況報告
- ・国補助金評価報告

【策定後の予定】

バリアフリーマスターplan策定後は、移動等円滑化促進地区として位置付けた「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」と「二見浦駅周辺地区」について、それぞれ基本構想の策定と各種バリアフリー整備の事業化について検討していきます。

伊勢市交通バリアフリー基本構想 特定事業について

基本構想においては、整備目標時期を短期と長期の2段階で設定しています。策定当時、三重とこわか国体および三重とこわか大会が平成33年度開催予定であったため、短期事業は平成32年度まで、長期事業は平成33年度以降と設定しています。

現在における事業実施状況は、以下のとおりです。

【事業実施状況】

(1)公共交通

①近鉄五十鈴川駅

年度	主な内容	全体事業費 (円)	市補助金額 (円)	実施 状況
H30	エレベーター・多機能トイレ等の整備に係る調査設計	26,923,193	4,487,000	完了
R1	トイレ誘導標設置、トイレ触知案内図設置	369,000	61,000	完了
R1 (繰)	エレベーター新設(2基)、多機能トイレ新設(1箇所)、券売機蹴込設置、待合室扉整備、視覚障害者誘導用ブロック(内方線)設置	271,379,701	45,229,000	完了
R2	エレベーター標、トイレ・出口誘導標設置	470,000	78,000	完了
R2	視覚障害者誘導用ブロック(内方線)設置、階段手摺設置、触知案内図設置、エレベーター設置に伴う支障移転	99,530,000	16,588,000	実施中 (R3.1 完了 予定)
短期事業総額		398,671,894	66,443,000	

※事業費負担:国1/3・県1/6・市1/6・鉄道事業者1/3

②バス車両

年度	主な内容	数量	実施状況
H29	バリアフリー対応バスの導入	3台	完了
H30	バリアフリー対応バスの導入	2台	完了
R1	バリアフリー対応バスの導入	3台	完了
R2	バリアフリー対応バスの導入	2台	完了

伊勢営業所の83.8%の車両がバリアフリー対応(R3.1現在)

(2)道路

管理種別	主な内容 (H29～R2)	数量	事業費	実施状況
国道	横断歩道前後の段差解消	1箇所		完了
	視覚障害者誘導用ブロック設置(交差点部の歩道、横断歩道前後の歩道)	19箇所		実施中 (R2に4箇所実施し完了)
県道	視覚障害者誘導用ブロック設置(歩道)	42箇所		完了
	視覚障害者誘導用ブロック設置(バス乗り場及びその周辺への敷設)	1箇所		完了
	歩道の勾配改良	3箇所		完了
市道	歩道の新設、道路拡幅	420m	160,075,727円 (楠部22号線 道路整備事業)	完了
	視覚障害者誘導用ブロック設置(歩道)	420m		完了
	視覚障害者誘導用ブロック設置(横断歩道前後の歩道)	3箇所	1,265,000円	完了

(3)交通安全施設

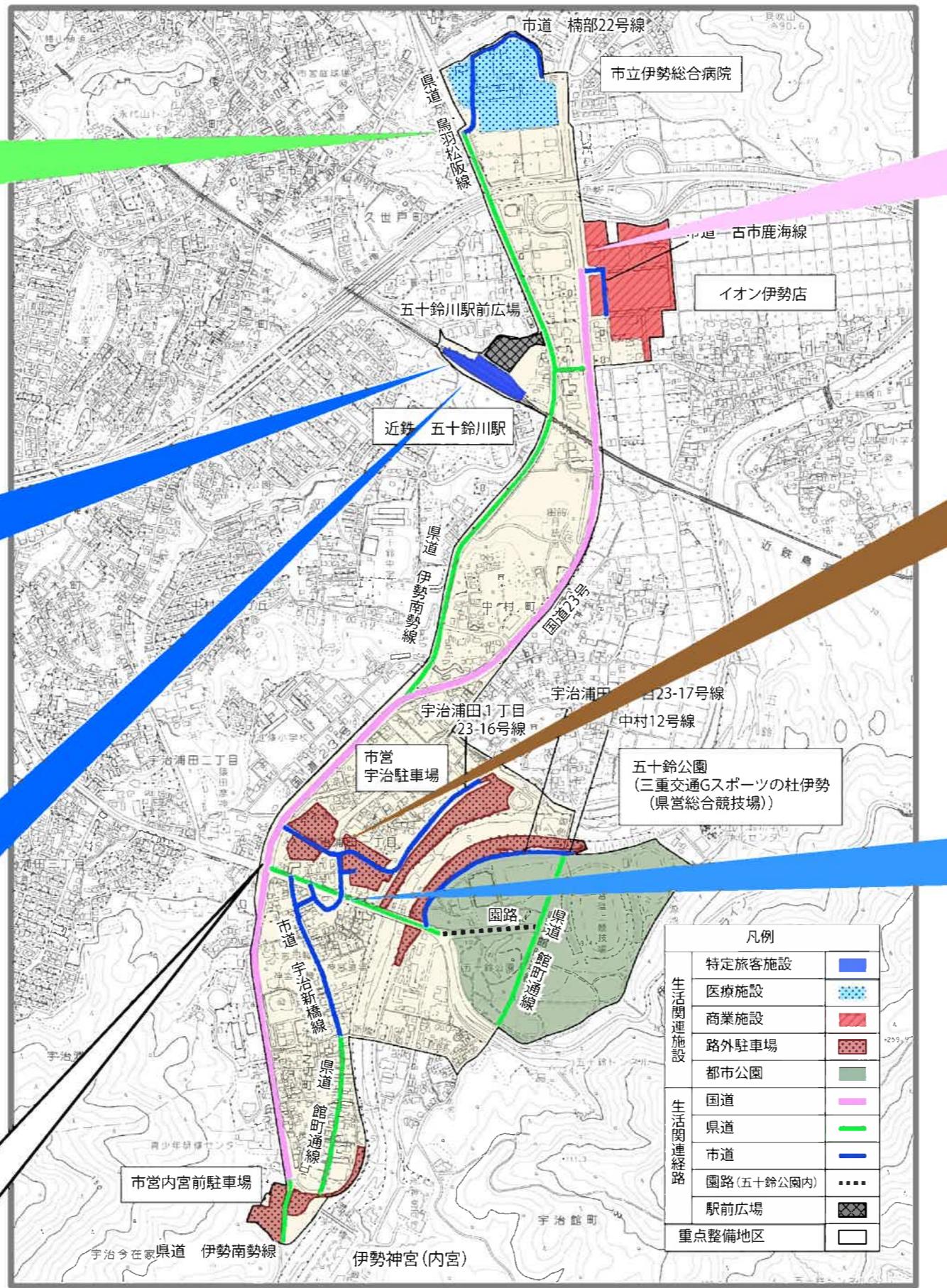
R2.12末現在

道路種別	主な内容 (H29～R2)	数量	実施状況
国道	視覚障がい者付加装置設置(音響装置)	4箇所	5箇所未整備
	エスコートゾーン設置	4箇所	3箇所未整備
県道	視覚障がい者付加装置設置(音響装置)	8箇所	すべて完了
	エスコートゾーン設置	7箇所	1箇所未整備

(4)路外駐車場

種別	主な内容 (H29)	数量	事業費	実施状況
内宮B1	障がい者用駐車スペースからの経路整備	15m	1,188,000円	完了

伊勢市交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業



国補助金に係る事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定に係る事業)(案)

令和 年 月 日

協議会名：伊勢市バリアフリースターブラン策定協議会

①事業の結果概要		④事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通網形成計画等の計画策定に向けた方針等を記載】
A	<p>【事業内容及び結果概要を記載】</p> <p>B・【事業が適切に実施された(されている)かを記載。適切に実施されなかつた場合には、実施されなかつた事項及び理由等記載】</p> <p>C・評価</p>	<p>・【補助申請を行う補助対象事業名、事業内容、実施時期等を記載】</p>	<p>伊勢市移動等円滑化促進方針策定調査業務</p> <p>「事業内容」</p> <p>○移動等円滑化促進方針(案)の作成 前年度事業で設定したバリアフリーに関する基本的な方針(案)を踏まえて以下の各項目を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進地区 ・移動等円滑化促進にに関する事項 ・行為の届出等に関する事項 ・情報収集、整理及び提供に関する事項 ・ソフト事業(心のバリアフリー) ・その他、移動等円滑化の促進のために必要な事項 <p>○パブリックコメント実施 ・市内各所及び伊勢市ホームページ上において伊勢市移動等円滑化促進方針(バリアフリースターブラン)(案)を公開し、市民意見の反映を図る。</p> <p>【策定期】 令和3年3月(予定)</p>
A	<p>移動等円滑化促進方針(案)のとりまとめ</p> <p>→令和元年度業務の結果を踏まえ、移動等円滑化促進地区として抽出した「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」と「二見浦駅周辺地区」について、令和2年度は移動等円滑化促進地区的区域、生活関連施設及び経路について設定し、移動等円滑化の促進に関する取り組み方針を定めた。(なお、平成28年度策定の伊勢市交通バリアフリー基本構想において重点整備地区として位置付けた「五十鈴川駅周辺地区」についても、移動等円滑化促進方針と基本構想との整合を図るため、移動等円滑化促進地区に位置付けることとした)</p> <p>また上記の他、行為の届出、「情報の収集、整理及び提供、移動等円滑化の促進に関する関係者の理解の増進および移動等円滑化の促進に関する協力の確保(心のバリアフリー)、移動等円滑化促進方針の評価について、協議会での協議の上で設定した)</p> <p>協議会の開催</p> <p>→平成31年4月1日に設置した「伊勢市バリアフリースターブラン策定協議会」について、令和2年度は11月までに3回の協議会を開催し、パブリックコメント用の案のとりまとめを行った。その案をもつて令和2年11月末から12月末までパブリックメントとして市内22か所及び伊勢市ホームページにおいて案を公開して意見募集を実施、その結果について令和3年1月に開催の協議会にて報告を行い、移動等円滑化促進方針(案)について最終協議を行い、案を取りまとめた。</p>	<p>④事業実施の適切性</p> <p>③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通網形成計画等の計画策定に向けた方針等を記載】</p>	<p>伊勢市移動等円滑化促進方針策定調査業務</p> <p>「事業内容」</p> <p>○移動等円滑化促進方針(案)の作成 前年度事業で設定したバリアフリーに関する基本的な方針(案)を踏まえて以下の各項目を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進地区 ・移動等円滑化促進にに関する事項 ・行為の届出等に関する事項 ・情報収集、整理及び提供に関する事項 ・ソフト事業(心のバリアフリー) ・その他、移動等円滑化の促進のために必要な事項 <p>○パブリックコメント実施 ・市内各所及び伊勢市ホームページ上において伊勢市移動等円滑化促進方針(バリアフリースターブラン)(案)を公開し、市民意見の反映を図る。</p> <p>【策定期】 令和3年3月(予定)</p>